

ソーシャルワークの7つ機能（厚生労働省）

1. 権利擁護、代弁

判断能力の低下した方の権利や意思を守り、必要なことを本人に代わって伝える。

2. エンパワメント

本人が自分の強みや力に気づき、それを発揮できるように支援する。

3. 支援・援助

生活上の困難を抱える本人、家族に対して相談等を通じ、直接的に支援を行う。

4. 仲介・調整

本人と制度、サービス、専門職、地域などをつなぐ。

5. 組織化

個人だけでは解決できない課題について、人や組織をつなぎ、協働できる状態を作る。

6. 社会資源開発

既存のサービスや制度では対応できないニーズに対して、新しい資源をつくる。

7. 社会開発

個人への支援にとどまらず、地域や社会そのものを、より暮らしやすいものへ変えていく。